

（目的）

第1条 この要領は、若狭塗製造業の後継者となる技能者の養成を目的とする。

（実施主体）

第2条 実施主体は、若狭漆器協同組合（以下、「組合」という。）とする。

（研修期間）

第3条 研修期間は2か月を超え、原則として1年単位とし、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。なお、同一の研修従事者に対し最大4年まで延長できるものとし、年度ごとに両方で協議して決定することとする。

（研修方法）

第4条 研修従事者に対する研修方法は、実習等とし、その内容については、研修従事者を受け入れる組合員が別に定める。

（応募資格）

第5条 応募資格は、次の要件を全て満たすものとする。

- （1）研修に耐え得る気力、能力、体力を有し、技術等の修得に熱意のあること。
- （2）将来、原則として産地内に定住し、かつ若狭塗製造業に従事する強い意志を有すること。
- （3）概ね40歳以下とする。

（応募の方法）

第6条 応募者は、願書（別紙1）に履歴書（別紙2）および組合が別に定める作文（様式任意）を添えて、組合に提出するものとする。

（受講決定）

第7条 組合は、前条の応募者を選考し、結果を選考結果通知書（別紙3）により通知する。また受講決定者には宣誓書（様式4）、住民票および健康診断書を提出させるものとする。

（研修資格の取消し）

第8条 組合は、研修従事者が次の各号の一に該当するときは、研修資格を取り消すことができるものとする。

- （1）提出した願書の記述に不正の事実があったとき。
- （2）非行その他研修従事者としてふさわしくない行為があったとき。
- （3）成績不良、疾病等により修業見込みがないと認めたとき。
- （4）その他組合が研修を継続することが困難であると認めたとき。

（その他の事項）

第9条 その他この要領に定めのない事項については、組合が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年9月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年2月1日から施行する。

願 書

平成 年 月 日

若狭漆器協同組合

理事長 様

(出願者)

住 所

氏 名

印

電話番号

私はこのたび後継者育成事業（長期研修）の研修従事者として応募したいので、下記の書類を添えて申し込めます。

記

履歴書（別紙 2）

1 通

履 歴 書

フリガナ						写真貼付位置 上半身縦4cm×横3cm 過去3ヶ月以内に撮影し、正面を向いていること（興行用、スナップ写真等不可）
氏名						
生年月日	年	月	日	年齢	性別	男・女 写真の裏面に氏名を記入すること
フリガナ	〒					
現住所						
電話番号	() -			Email		
略 歴	時 期			事 項		
賞 罰						
備 考						

平成 年 月 日

様

若狭漆器協同組合 理事長

平成 年度 後継者育成事業（長期研修）選考結果通知書

みだしのことについて選考を行った結果、あなたは「合格」・「不合格」となりましたので、通知いたします。

合格者は下記のとおり、開講式に出席してください。

記

1 開講式の日時 平成 年 月 日 () 時～ 時

2 開講式の場所

※なお、当日、出席できない方は事前に組合へ必ず連絡してください。

別紙4

宣 誓 書

平成 年 月 日

福井県知事
小浜市長
組合等

様
様
様

研修従事者

住 所
名 称
氏 名

⑩

私 は、伝統的工芸品製作の後継者として、専門的に従事する意
思を有し、高い向上心を持ち、技能の習得に専心することを誓います。

記

若狭ものづくりプロジェクト補助金交付要領その他関係要綱等を順守します。